設　立　趣　意　書

（平成１１年４月１日付）

平成８年５月に、任意の市民団体のボランティア活動から、一軒の民家を賃貸し、働くお母さんの支援として託児所と、認知症等で介護が必要な高齢者の宅老所を始めました。

阪神淡路大震災から市民活動の機運が高まる中、乳幼児を対象にした一時保育、障がい児（者）への支援、高齢者の日帰り介護・一時宿泊、移送サービスや在宅支援など、地域の中の身近な生活支援事業に取り組み、徐々に活動していく意義や継続の必要性を見出していきました。

時を同じくして、特定非営利活動促進法の制定、そして介護保険法による民間参入が可能になりました。これまでの福祉活動の経緯から、事業を継続していくことは地域のニーズであり、今後も必要な福祉サービスを安定的に提供できるよう、制度を活かしながら事業化を進め、地域福祉向上のための取り組みを続けていくことを決意しています。

３名の有志と共に、多くの協力者の賛同を得ながら平成 11 年４月１日に市民団体を独立し、平成１１年１０月 １ 日にＮＰＯ法人を取得、子ども・障がい児（者）高齢者等を対象に、必要な生活支援サービスを提供し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的に、法人名「市民生活支援センターふくしの家」を設立しました。

理事長　江口陽　介

平成８年当初のふくしの家
託児・宅老・移送サービスをはじめました